

かながわの海岸利用に関するあり方検討会
報 告 書

平成 26 年 10 月

かながわの海岸利用に関するあり方検討会

目次

はじめに	1
かながわの海岸	
1 概要	2
2 海水浴場と海の家	3
(1) 海水浴場	3
(2) 海の家	5
3 その他海岸利用	7
検討にあたっての基本方針	
1 検討の視点	8
2 検討範囲	8
海岸利用に関する諸課題	
1 海の家における諸課題	9
(1) 営業内容の多様化	9
(2) 海水浴場閉場後の海の家営業	9
(3) 海の家設置者以外の営業	9
2 海水浴場における諸課題	9
(1) 利用者マナーの悪化	9
(2) 地域のにぎわい・観光資源	10
3 その他海岸利用の諸課題	10
(1) バーベキュー	10
(2) 水上オートバイ	10
平成 26 年度までの取組みに関する評価と課題	
1 ガイドラインの制定及び改正	11
2 海水浴場施設の占用許可に係る審査基準の制定	11
3 音楽イベント事前指導の実施	12
4 海の家・海水浴場のパトロール	12
5 海水浴場に係る条例の制定	12
6 その他海岸利用に対する取組み	13

今後のかながわの海岸のあり方について【提言】	
1	かながわの海岸に係る今後の方向性についての基本的な考え方・・・・・・・・・・ 14
	(1) めざすべき方向性と海岸利用に関する諸課題に対する基本的な考え方・・ 14
	(2) 実現に向けた方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
2	安全・安心で快適な海岸づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
2 - 1	海水浴場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
2 - 1 - 1	海水浴場ルール(仮)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
	(1) 海水浴場ルール(仮)の作成・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
	(2) 協議会(仮)の設置・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
	(3) 海水浴場における新ガイドライン(仮)の作成・・・・・・・・ 17
	(4) ルール遵守の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
2 - 1 - 2	海水浴場で喫緊に解決すべき特定課題・・・・・・・・ 19
	提言 1 クラブ化の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
	提言 2 海の家営業主体の適正化・・・・・・・・ 19
	提言 3 海の家音楽イベントのあり方・・・・・・・・ 20
	提言 4 海水浴場における飲酒の制限・・・・・・・・ 20
	提言 5 刺青・タトゥーの露出の制限・・・・・・・・ 21
	その他県などの取組みを促す意見・・・・・・・・ 21
2 - 2	その他海岸利用・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
	提言 1 バーベキュー利用の適正化・・・・・・・・ 22
	提言 2 水上オートバイの安全航行・・・・・・・・ 22
3	個性と魅力ある海岸づくり・・・・・・・・ 23
	おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

【参考】

- かながわの海岸利用に関するあり方検討会設置要綱
- かながわの海岸利用に関するあり方検討会委員名簿
- 検討会の開催状況

はじめに

かながわの海岸は、「湘南海岸」に代表されるように、海水浴や海洋スポーツ等のレクリエーション活動の場、また、テレビ、映画等のロケーション活動の舞台など、県内外問わず幅広く利用されており、「地域のにぎわい」、「観光資源」、「文化発信」などの効用を発揮している。

その一方で、ここ最近、一部の海水浴場において、海の家におけるダンスイベント（いわゆる「クラブ化」）による、騒音や風紀の乱れなどに加え、海水浴場利用者による大音量での音響機器の使用、飲酒、刺青・タトゥーの露出など、マナーの悪化が顕在化し、他の利用者が近寄り難い状況も、一部で生じている。

さらに、海水浴場以外の海岸においても、バーベキューに伴い発生するゴミの放置や、水上オートバイによる危険な行為など、海岸利用をめぐるには多種多様な課題がある。

そこで、このような課題を解決し、海岸のにぎわいを維持しつつ、地域住民の生活環境との調和を図り、誰もが安心して利用できる海岸づくりに関する、県の対応策の検討・推進に反映させるため、平成 26 年 3 月 20 日に「かながわの海岸利用に関するあり方検討会」（以下「あり方検討会」という。）が設置された。

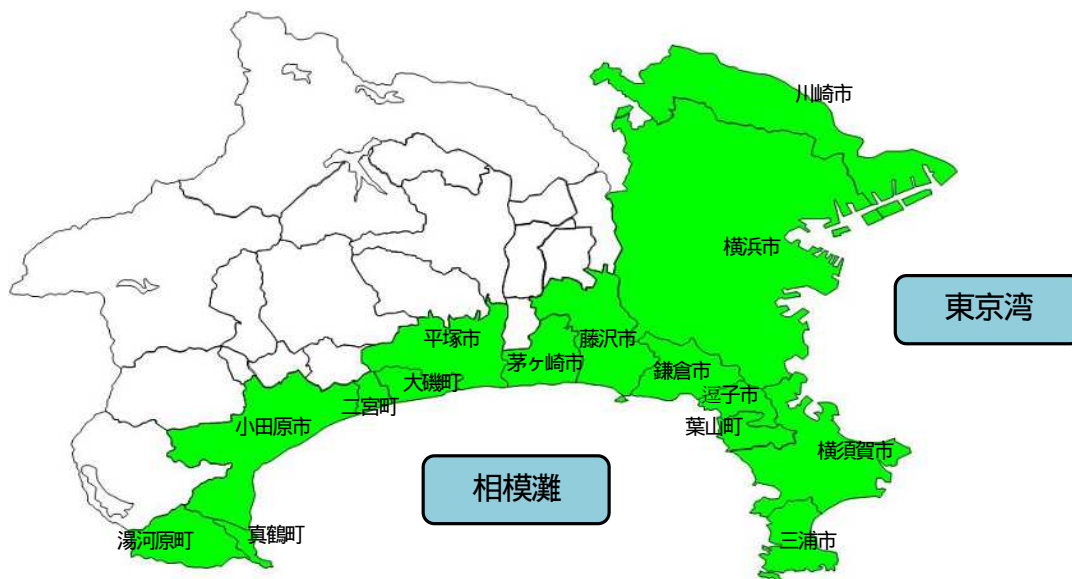
このあり方検討会では、海水浴場の海の家や利用者に係る課題について、検証を行い、海水浴場のあり方を検討するとともに、バーベキューや水上オートバイなど、海水浴場以外の海岸利用のあり方についても検討し、報告書として、取りまとめたものである。

かながわの海岸

1 概要

神奈川県は、全 33 市町村のうち、15 市町が東京湾・相模灘に面しており、特に相模灘沿岸は開放的で変化に富んだ自然海岸が多くあり、海水浴やマリンスポーツ等のレクリエーション活動や観光地として、県内外から多くの利用者が訪れる。

【沿岸 15 市町位置図】



【かながわの海岸利用風景】



2 海水浴場と海の家

(1) 海水浴場

海水浴場とは、「一定の管理の下に、一定期間特定の海水面及びその付屬地に適当な施設を整備して、公衆の水浴又は遊泳の目的に供する場所」（神奈川県海水浴場等に関する条例（以下「海水浴場条例」という。）第2条）をいう。

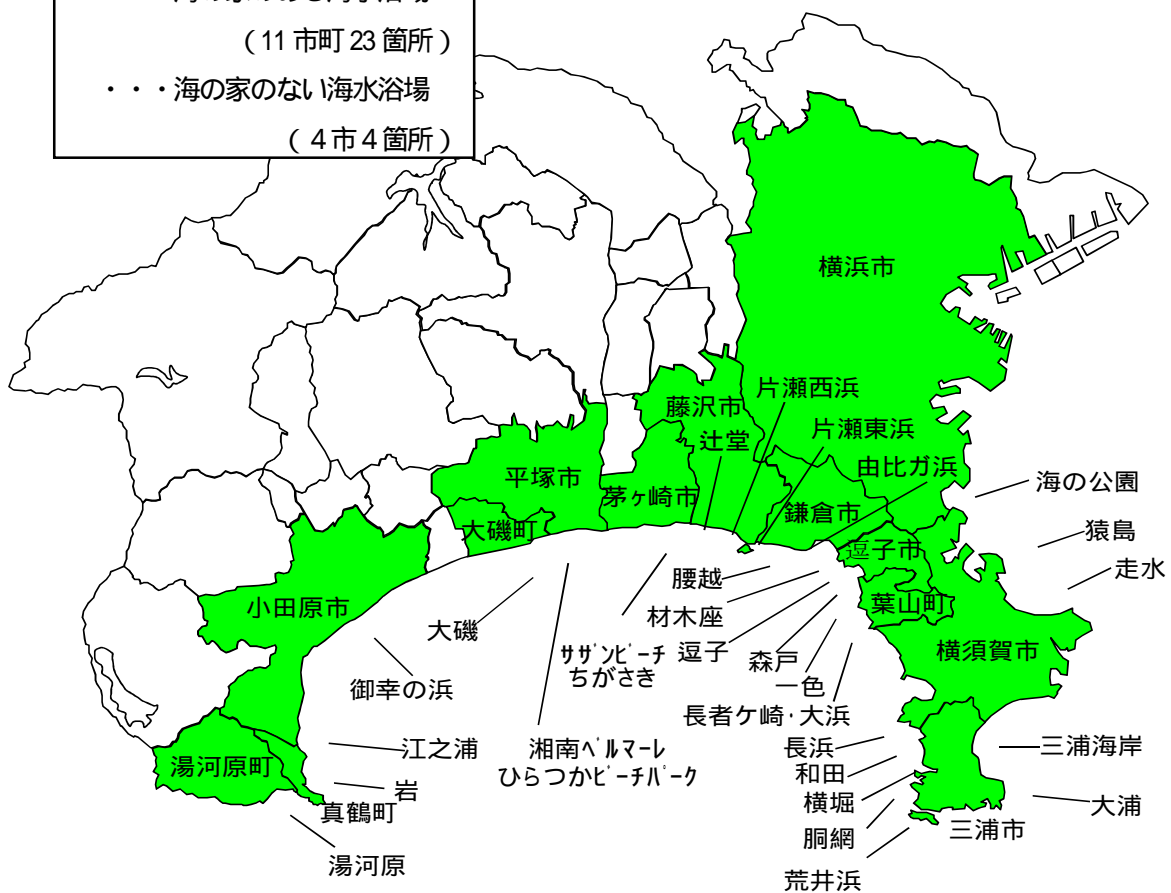
海水浴場を設置しようとする者は、海水浴場条例に基づき、知事（保健福祉事務所長）の許可を受ける必要があり、現在、市町又は海の家を運営する事業者で構成する海水浴場組合（以下「組合」という。）などが許可を受け、海水浴場を設置し、その管理・運営を行っている。

【海水浴場の運営状況概要】

- | | |
|--|------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・ 開設期間 - 概ね7月上旬から8月末頃まで・ 開場時間 - 日の出から日没までの時間内 | } いずれも海水浴場設置者が決定 |
|--|------------------|

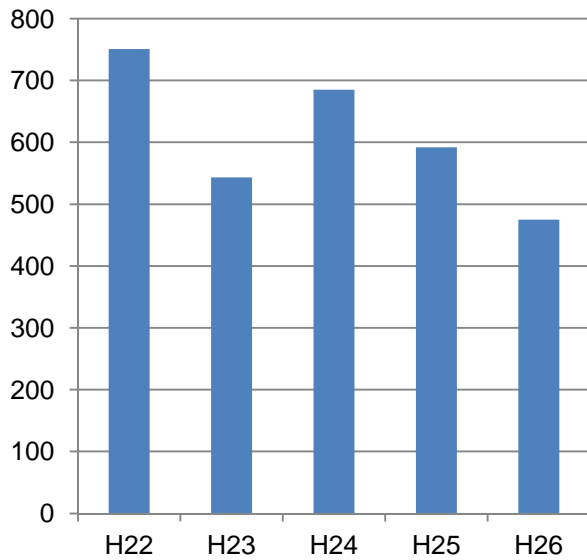
【海水浴場箇所一覧(平成26年度)】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・・・海の家のある海水浴場
(11市町23箇所)・・・海の家のない海水浴場
(4市4箇所) |
|--|



【海水浴場利用者数（過去5年）】

（単位：万人）



（単位：人）

市町	海水浴場名	H22	H23	H24	H25	H26
横浜市	海の公園	167,200	118,995	129,200	136,850	82,500
	猿島	4,174	4,618	3,825	7,690	3,591
横須賀市	庄水	24,380	15,473	19,594	17,853	20,468
	長浜	15,520	5,438	15,460	17,680	7,620
	三浦海岸	592,380	325,780	458,500	611,550	501,560
三浦市	大浦	10,100	6,151	18,516	17,934	8,886
	荒井浜	27,429	17,211	19,170	29,875	24,165
	明網	5,073	3,519	休止	休止	6,114
	横堀	6,002	5,773	7,179	5,595	6,399
	和田	32,803	27,492	19,180	35,195	33,040
	長者ヶ崎・大浜	31,296	13,428	15,551	16,012	12,870
葉山町	一色	55,006	29,415	35,855	43,746	42,963
	森戸	50,816	33,100	35,155	36,866	31,310
	逗子	709,500	539,300	732,000	417,000	201,300
鎌倉市	材木座	183,800	161,900	192,600	198,200	111,100
	由比ガ浜	725,700	704,200	903,700	793,500	784,000
	腰越	40,100	38,600	40,200	37,100	32,100
藤沢市	片瀬東浜	1,032,900	806,200	1,103,230	883,810	679,810
	片瀬西浜・鵜沼	3,241,400	2,201,600	2,650,300	2,094,000	1,701,500
	辻堂	9,930	6,380	4,370	3,892	4,964
茅ヶ崎市	サガビビーチ	141,700	123,000	159,000	199,820	143,200
平塚市	湘南パルマルビーチ	90,026	45,477	48,281	62,420	49,972
	らっかビーチ	83,174	51,080	82,525	86,260	115,980
大磯町	大磯	39,511	25,959	18,777	19,458	12,394
小田原市	江之浦	9,116	5,701	6,579	5,826	4,785
真鶴町	岩	10,302	9,077	11,355	23,290	9,378
湯河原町	湯河原	177,780	108,410	123,040	121,750	119,700
		7,517,118	5,433,217	6,853,142	5,923,172	4,751,669

県環境衛生課まとめ

【海水浴場風景】



(2) 海の家

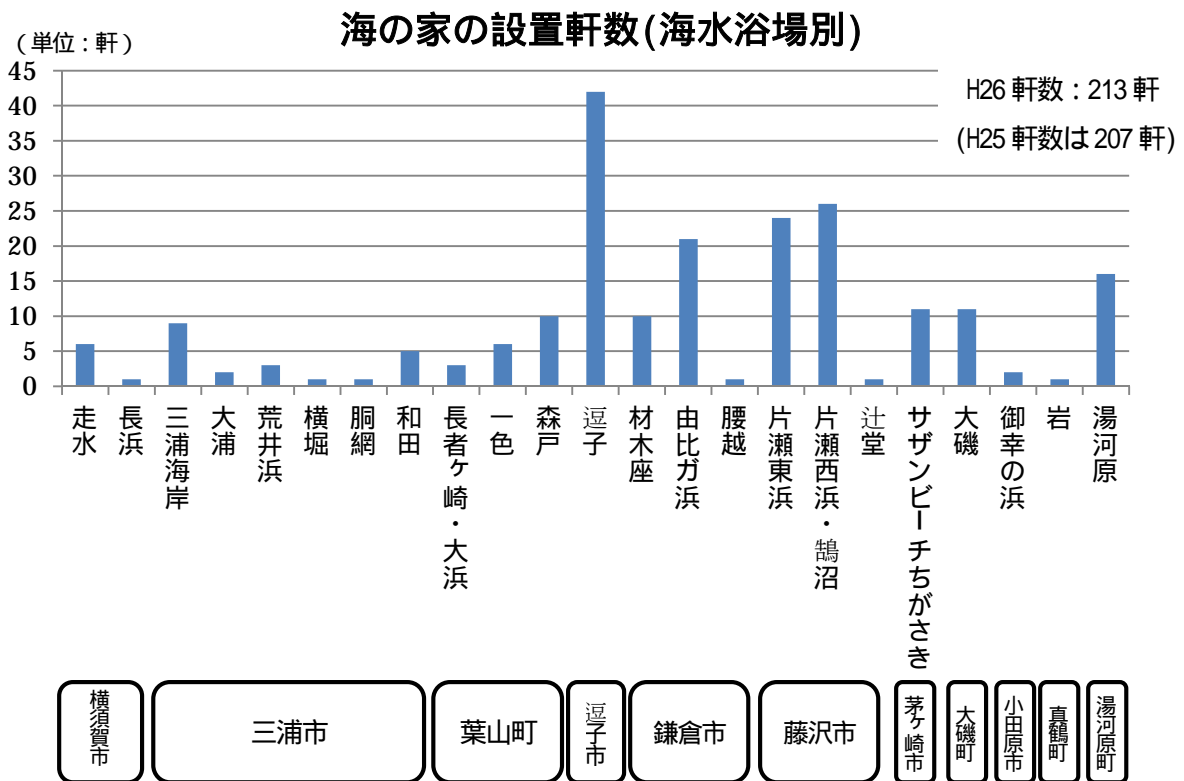
「海の家」について法令上、明確な定義はないが、県が定めた「海の家における海岸利用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）では、「海水浴場において、利用者の利便に供するため、更衣休憩、飲食物の提供・販売、レジャー用品等の販売・レンタルなどのサービスの提供を行う施設」とされている。

また、海の家を設置しようとする者は、海岸法等に基づき、海岸管理者に占用の許可を受ける必要があり、本県では、個々の海の家の事業者ではなく、組合に対して、土木事務所長等が許可している。さらに、海の家の営業内容に応じて、海水浴場条例や食品衛生法の許可を受ける必要がある。

【海の家の営業状況概要】

- ・ 営業期間 - 海水浴場設置期間のみ(建築・撤去工事はその前後)
 - ・ 営業時間 - 海水浴場ごとに異なる
- （例：鎌倉市内の海水浴場...日の出～22時
：湯河原町湯河原海水浴場...8～17時）

【海の家の設置軒数(平成26年度)】



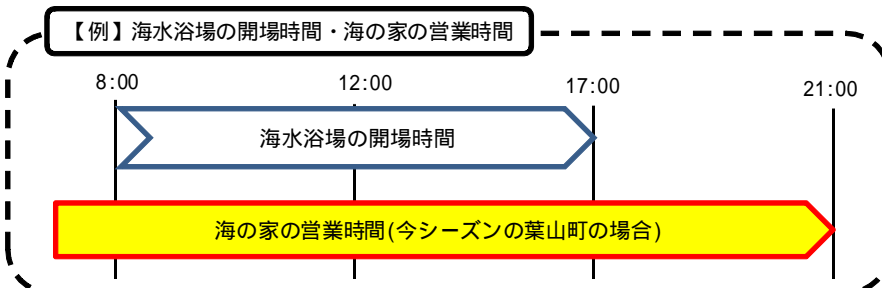
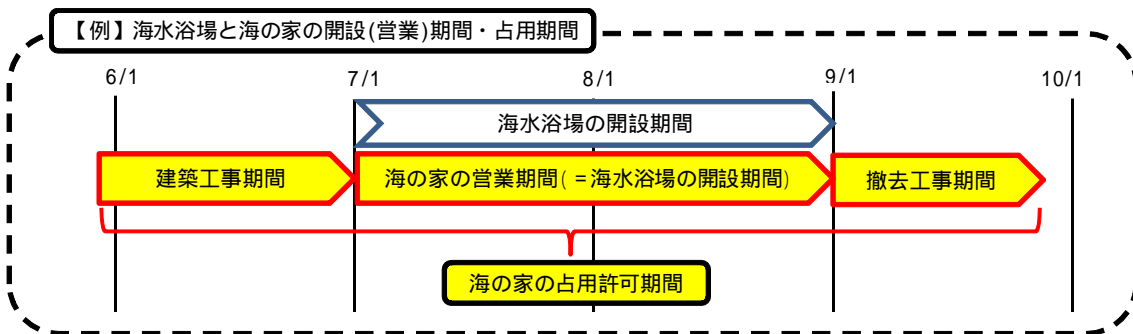
県砂防海岸課まとめ

【海の家風景】



【参考】海水浴場と海の家の関係性

	海水浴場	海の家
開設(営業)期間	許可を受けた日から許可日の属する年の10月31日まで (概ね7月上旬から8月末頃まで)	海水浴場開設期間
占用期間	-	海水浴場施設の建築・撤去工事期間 (概ね5月末から9月下旬頃まで)
開場(営業)時間	日の出から日没まで (概ね8～17時の間)	組合等の自主ルールで定められた時間
許可申請者	地元市町又は組合	(占用)・・組合 (建築確認)・・海の家の事業者



3 その他海岸利用

海洋スポーツ等のレクリエーション活動や映画等のロケーション活動の場としての利用のほか、バーベキューや県民の憩いの場としても利用されている。

【ロケーション活動風景】



【バーベキュー・ビーチスポーツ風景】



検討にあたっての基本方針

1 検討の視点

「はじめに」でも記載したとおり、かながわの海岸は、海水浴や海洋スポーツなどによる地域のにぎわい、観光資源、文化発信などの効用を発揮してきた一方で、海の家クラブ化営業による騒音や風紀の乱れなどの課題や、過度な飲酒による迷惑行為など、海水浴場利用者マナー悪化等の課題が顕在化している。

また、一年を通じて、海岸でバーベキューを行った後のゴミの放置や、水上オートバイの航行による事故や騒音も課題になっている。

そこで、検討会では、「地域住民の生活環境の保全」と「地域のにぎわい・観光資源・若者文化発信」という両面を踏まえた、海岸利用のあり方(あるべき姿、そのための方策・手段等)について、幅広い分野の有識者等により、専門的・多面的な見地から検討を行った。

2 検討範囲

検討会では、喫緊の課題として対応が求められている海の家及び海水浴場利用者に関する課題を中心に検討し、併せて、県内各海岸で課題となっているバーベキュー及び水上オートバイについて検討した。

なお、海の家以外による海岸の占用や、ビーチスポーツ、地引網、コンサートなどの海岸利用については、検討の範囲外とした。

海岸利用に関する諸課題

1 海の家における諸課題

(1) 営業内容の多様化

ア クラブ化営業による騒音や風紀の乱れの発生

昨シーズンまでは、大音量の演奏等による騒音や、飲酒状態で密着したダンス等により誘発される風紀の乱れなどにより、一部の海の家で家族連れ等の一般利用者が敬遠する状況にあった。

イ クラブ化に繋がりがねない音楽イベントの実施

現在は沈静化しているものの、ライブハウスのような音楽イベントなどの営業形態は、放置するとクラブ化に繋がりがねない懸念がある。

ウ 多種多様でアルコール度数の高い酒類の提供

多種多様あるいはアルコール度数の高い酒類の提供は、過度の泥酔状態を招き、粗暴行為や、遊泳による事故発生のおそれがある。

(2) 海水浴場閉場後の海を家の営業

海水浴場の閉場後においても、酒類の提供を伴う飲食営業や音楽イベントの実施により、地域住民への騒音被害や利用者の風紀の乱れに繋がるおそれがある。

(3) 海を家の設置者以外の営業

設置期間(シーズン)中の営業を第三者へ転貸する名義貸、その日限りの営業をすべて第三者に行わせる箱貸が行われている状況は、本来の海を家の設置者(海水浴場組合組合員)が営業していない形態であり、責任が不明確で、反社会的団体が介入するおそれもある。

2 海水浴場における諸課題

(1) 利用者マナーの悪化

ア 大音量による音響機器の使用

騒音により、近隣住民及び一般利用者への迷惑となる。

イ 限度を超えた飲酒

泥酔状態による粗暴行為や、飲酒後の遊泳による事故の発生のおそれがある。

ウ 刺青・タトゥーの露出

家族連れや子どもなどを畏怖させてしまうおそれがある。

(2) 地域のにぎわい・観光資源

規制面の強化だけでなく、地域のにぎわい・観光資源の創出にも配慮する必要がある。

3 その他海岸利用の諸課題

(1) バーベキュー

ア ゴミの放置

利用者による海岸や周辺住宅地へのゴミの不法投棄が発生している。

イ 大音量による音響機器の使用

利用者が持ち込んだ音響機器の使用により、近隣住民及び一般利用者への騒音被害が発生している。

ウ 悪臭

バーベキュー調理中の煙やゴミの放置等に伴う悪臭被害が発生している。

(2) 水上オートバイ

ア 危険航行

漁業者やその他のマリンスポーツ利用者等との接触事故が発生している。

イ 騒音

過度なエンジン音により、近隣住民やその他の海岸利用者への騒音被害が発生している。

平成 26 年度までの取組みに関する評価と課題

1 ガイドラインの制定及び改正

- ア 県は、平成 25 年 5 月に、組合の自主的な取組みを促すため、組合の自主ルールに係る指針として、「クラブ化」の形態による営業の禁止など、12 項目を記載したガイドラインを策定し、組合の自主的な取組みを促進した。
- イ 平成 25 年度のシーズンに、片瀬西浜海水浴場で沈静化した海の家クラブ化営業が、逗子市や鎌倉市の海水浴場で見受けられたことを踏まえ、「クラブ化」の定義の明確化や、騒音対策の徹底などを改正内容とする平成 26 年度版のガイドラインを、平成 26 年 2 月に施行し、組合に自主ルールの見直しを求めた。

【評価】

平成 25 年度は全ての組合で自主ルールを作成し、平成 26 年度は全ての組合の自主ルール等においてクラブ化営業を禁止する（平成 25 年度は一部の組合でクラブ化営業の禁止規定がなかった）など、組合の自主的な取組みが推進された。

【課題】

厳密なクラブ化禁止の定義が難しいことから、類似の音楽イベント等が発生する可能性がある。

ガイドラインは、海の家営業に関しては対応しているが、利用者のマナーに関しては対応していない。

2 海水浴場施設の占有許可に係る審査基準の制定

- 県は、平成 26 年 3 月に、海水浴場施設の占有許可に係る審査基準を制定し、組合員名簿、組合員と現場責任者を記載した誓約書などの提出を義務化した。

【評価】

組合員名簿の提出や現場責任者の明確化により、名義貸等による営業形態の抑制につながった。

【課題】

現在は組合単位で占有を許可しているが、行政上の許認可は、行為主体を単位として行うことが原則であることから、海の家ごとに占有許可を行うなど、占有許可の仕組みを再検証する必要がある。

3 音楽イベント事前指導の実施

ア 県は、平成 26 年度から組合に対して、所属する海の家が音楽イベントを実施する場合は実施計画書の提出を求め、県、市町等で騒音、風紀上の対策等の事前確認、指導を実施した。

イ 鎌倉市は、鎌倉市海浜組合連合会、自治会・町内会などで組織する「イベント審査会」を設置し、音楽イベントやその他のイベントを 1 件ごとに事前審査した。

【評価】

事前審査・指導することで、クラブ化営業の抑止や、騒音・風紀上の対策の着実な実施につながった。

【課題】

イベントの件数が増えた場合は、審査に係る膨大な事務量の増加が予想される。1 件ごとのイベント内容を審査するには、審査能力の向上が求められる。

4 海の家・海水浴場のパトロール

ア 県は、市町、警察、組合などと連携し、組合の自主ルール遵守状況等について、平成 25 年度は 262 回、平成 26 年度は 277 回、海を家のパトロールを実施した。

イ 市町は、地域住民、関係団体・関係者などと連携し、海水浴場のパトロールを実施した。さらに、独自に海水浴場に係る条例を定めている市町では、条例遵守のために警備会社にも委託し、海水浴場のパトロールを実施した。

【評価】

自主ルール遵守の徹底をはじめ、クラブ化の営業、音楽イベントの実施に伴う騒音、トラブルの防止につながった。

【課題】

警備会社へのパトロール委託費用の支出が負担となっている。

5 海水浴場に係る条例の制定

ア 逗子市は、「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例」を、平成 26 年 3 月に全部改正した。

イ 鎌倉市は、「鎌倉市海水浴場のマナー向上に関する条例」を平成 26 年 6 月に制定した。

【評価】

(逗子)

音楽や砂浜での飲酒を禁止することにより、騒音や風紀の乱れなどの課題が改善され、家族が安心して楽しめる海水浴場となった。

(鎌倉)

条例制定により、一定の風紀の改善が図られた。

【課題】

(逗子)

海の家営業時間や音楽(BGM など)に係る来年度以降の対応。

(鎌倉)

風紀の乱れ等に関しては、なお泥酔者の迷惑行為などの課題も残っている。

6 その他海岸利用に対する取組み

ア バーベキュー対策について、市町は、看板・貼紙等によるゴミの持ち帰りの注意喚起等を行った。また、県は、平成 26 年 7 月～ 9 月までの間、三浦市三崎町城ヶ島において、海辺のバーベキュー利用の適正化に向け、民間事業者が器具のレンタルやゴミの回収のサービスを行う社会実験を行った。

イ 水上オートバイ対策について、市町は、海・浜ルール()の周知・啓発、関係団体との調整会議等の開催、パトロールの実施などを行っている。

海・浜ルール

マリンスポーツなどの海岸利用者が、利用者相互、漁業者、地域住民とのトラブルにならないよう、海洋性レクリエーションの盛んな相模湾側の三浦市から平塚市にかけて作成している、地域ごとのルール。

【評価】

(水上オートバイ)

各市町共通の絵文字を使用した海・浜ルールの普及により、水上オートバイ利用者や漁業者の棲み分けが一定程度図られている。

【課題】

(バーベキュー)

ゴミの持ち帰りの啓発など、利用者のモラルに頼る対応に限界がある。

不法投棄によるゴミの処理問題が、市町の大きな課題となっている。

(水上オートバイ)

海・浜ルールを承知していない市外・県外利用者が数多くいる。

海上保安庁によるパトロールや取締りにも限界がある。

今後のかながわの海岸のあり方について【提言】

1 かながわの海岸に係る今後の方向性についての基本的な考え方

(1) めざすべき方向性と海岸利用に関する諸課題に対する基本的な考え方

海岸利用に関する諸課題を解決し、かながわの海岸のにぎわいを維持しつつ、地域住民の生活環境との調和を図り、誰もが快適に安心して利用できる海岸づくりをしていくため、『地域の特色を生かしつつ、利用者と地域住民の安全・安心に配慮した海岸づくり』を、今後のかながわの海岸のめざすべき方向性とする。

また、こうしたかながわの海岸の実現には、『利用者と地域住民にとって安全・安心で快適な海岸づくり』と『個性と魅力ある海岸づくり』を両立させながら海岸づくりを推進する必要がある。

本検討会では、『安全・安心で快適な海岸づくり』を主体に議論を行ってきたところであり、海岸利用に関する諸課題に対する基本的な考え方は、次のとおりである。

ア 海水浴場

(ア) 海水浴場の近隣の生活環境を守り、誰もが快適に安心して利用できるようにするためには、最低限守るべきルールを県がガイドラインにより示し、組合に自主的な取り組みを促すことは、今後も必要である。

(イ) 一方で、海の家営業内容や営業時間など県内一律の規制を過度に行うと、各海水浴場の特色やにぎわいが失われかねないことから、地域の意向を尊重した海水浴場づくりも必要である。

(ウ) 海水浴場利用者による、砂浜での過度な飲酒や刺青・タトゥーの露出は、安全・安心な海水浴場づくりの妨げとなっており、この課題は海の家を対象とした組合の自主ルールでは対応できないため、海の家だけではなく利用者も対象としたルールづくりが必要である。

(エ) 海岸は、誰もが自由に利用できる公共用財産である。一方で、海水浴場における海の家は、海水浴客の利便のために海岸の占有を許可されるものであり、一定の制約のもとに海岸の使用を認められるべきものである。

イ その他海岸利用（バーベキュー・水上オートバイ）

バーベキューや水上オートバイで海岸を利用する者も、自由に海岸を利用できる一方で、地域住民や他の利用者の迷惑とならないよう、節度ある利用が求められるべきである。

(2) 実現に向けた方策

『安全・安心で快適な海岸づくり』の実現に向けた方策は、以下のとおりである。なお、『個性と魅力ある海岸づくり』については、議論する課題も多く残っていることから、後述のとおり、方策の検討に向けた方向性についてのみ提言するにとどめた。

ア 海水浴場

海水浴場又は市町ごとに、海の家及び海水浴場利用者に関するルール（ルール（ ））を関係行政機関、組合、地域住民、観光協会等が参画して作成し、取り組みを進めることが必要である。県は、地域のこうした取り組みを支えるため、指針となるガイドラインを作成する。

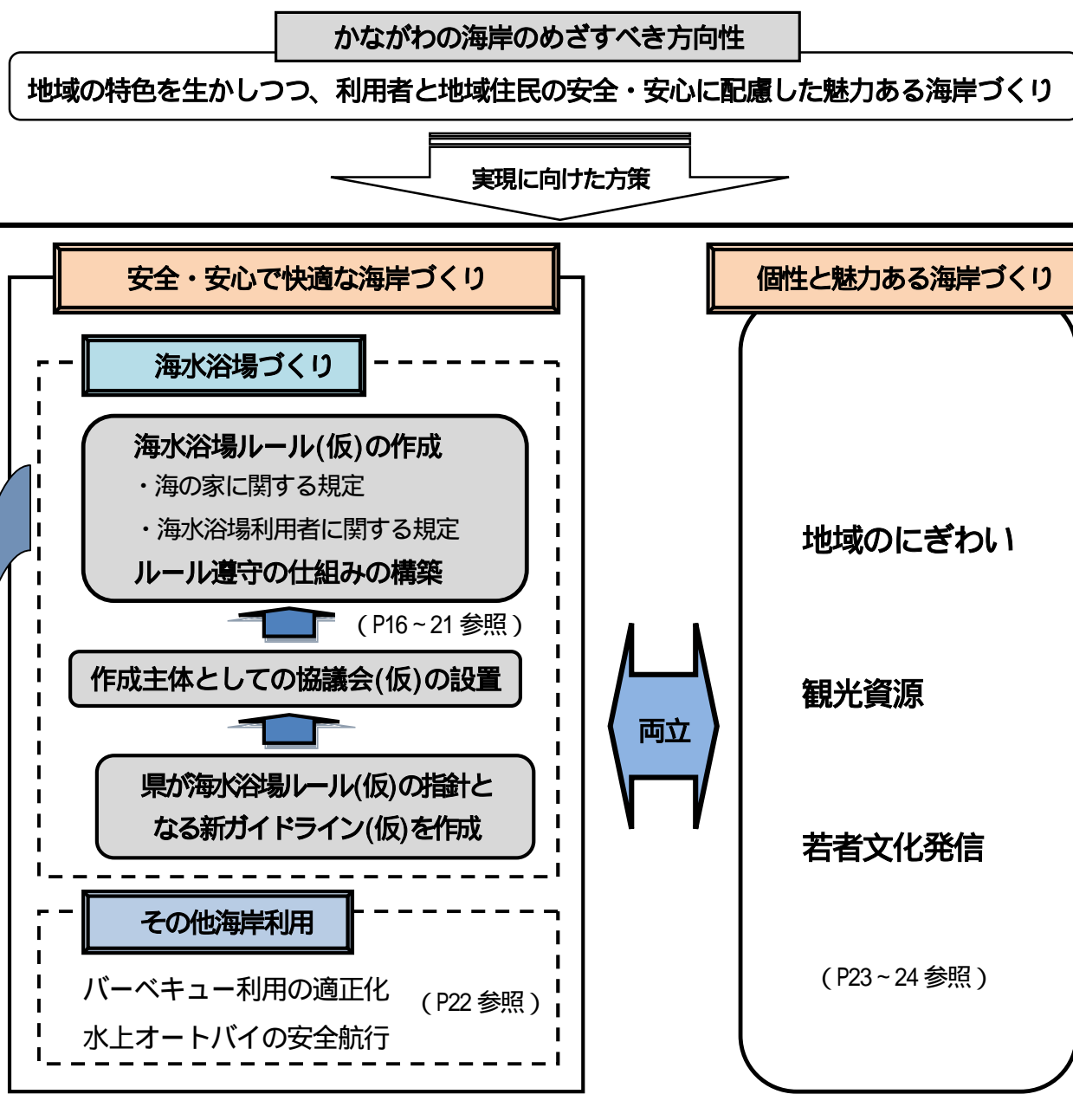
には海水浴場又は市町の名称等が入ることになる。本報告書では、以下「海水浴場ルール(仮)」という。

イ その他海岸利用

(ア) バーベキューでは、社会実験を踏まえ、適正な利用のための環境整備が必要である。

(イ) 水上オートバイでは、海・浜ルールの有効活用など、安全航行のための取り組みが必要である。

【かながわの海岸に係る今後の方向性のイメージ】



【海水浴場ルール(仮)のイメージ】

海水浴場ルール(仮)		
	共通事項(1)	個別事項(2)
海の家に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ化の禁止 ・暴力団の排除の徹底 など	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間 ・音楽イベントの可否、事前審査 など
海水浴場利用者に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> ・刺青・タトゥーの露出制限 ・飲酒の制限 など	<ul style="list-style-type: none"> ・焚き火又は火気を使用する器具の制限 ・遊泳区域へ動物を入れない など

- 1... 海水浴場利用者や地域住民の安全・安心に関する事など、どの海水浴場でも県内共通で守るべき項目
 2... 地域の実情や、にぎわいの創出などの観点から、海水浴場ごとに独自性が認められてよい項目

2 安全・安心で快適な海岸づくり

2 - 1 海水浴場

2 - 1 - 1 海水浴場ルール(仮)

(1) 海水浴場ルール(仮)の作成

ア 概要

海水浴場ルール(仮)は、「海の家」と「海水浴場利用者」に関する規定の総称である。

海水浴場ルール(仮)は、海水浴場利用者や地域住民の安全・安心に関することなど、どの海水浴場でも県内共通で守るべき項目の「共通事項」と、共通事項以外で、地域の実情(これまでの経緯、地理的な条件など)や、にぎわいの創出・観光振興などの観点から、海水浴場ごとに独自性が認められてよい項目の「個別事項」に区分される。

イ 作成主体・作成単位

後述する「協議会(仮)」により作成する。

一の海水浴場又は市町を基本とする。ただし、隣接した海水浴場で一の海水浴場ルール(仮)を策定することを妨げない。

ウ 市町の条例との関係

市町において海水浴場に関する条例を定めている場合は、当該条例(条例に基づく規則、ルールを含む。)で定めている事項については、海水浴場ルール(仮)では定めない。

(2) 協議会(仮)の設置

ア 目的

海水浴場の特色を生かしつつ、地域住民の生活環境との調和を図るとともに、誰もが快適に安心して利用できる海水浴場を確保するため、海水浴場の海の家及び利用者が守るべき、海水浴場ルール(仮)の作成その他必要な事項を行う。

イ 構成員

関係行政機関、組合、地域住民、観光協会、商工会議所、商工会などで構成する。ただし、海水浴場の運営などに関し、既に協議会等が設置されている海水浴場等にあっては、当該協議会等の活用も考えられる。

ウ 役割

ルールの作成、周知、啓発、ルール遵守の仕組みづくり(パトロール、協定書等)、イベント審査、利用者アンケートの実施等を行う。

また、上記の役割のほか、協議会(仮)は、海水浴場の振興策、集客のための企画、実施する場として活用することも考えられる。

(3) 海水浴場における新ガイドライン(仮)の作成

ア 目的

海水浴場利用者も含めた海水浴場ルール(仮)の指針とするため、組合の自主ルールに係る指針を定めた現行のガイドラインに、海水浴場における利用者マナーに係る項目を追加する。さらに、海水浴場ルール(仮)における共通事項と個別事項の分類を明記する。

なお、協議会(仮)が海水浴場ルール(仮)を作成する際は、原則として、新ガイドライン(仮)に共通事項として記載されている事項を海水浴場ルール(仮)に反映し、遵守させることとする。

イ 共通事項と個別事項に分類される項目

【海の家に関する規定】

共通事項	個別事項
<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ化の禁止 ・「クラブ化禁止」徹底のための対策(状況創出の排除など) ・暴力団の排除の徹底 ・風紀上の対策 <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の刺青・外ヶの露出の禁止 ・未成年への酒類・外ヶの販売禁止 ・泥酔客への酒類提供の禁止 ・強引な客引き禁止 ・占用許可区域以外の土地利用 ・原状回復の徹底 ・海の家建築・撤去時の注意 ・関係法令の手続き ・責任の所在の明確化 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間 ・音楽イベントの可否、事前審査 ・騒音対策(音量チェック等の対応、音量制限のある音響機器の使用等) ・風紀上の対策(泥酔客以外の酒類の提供、アルコール度数の高い酒類の制限等) ・ゴミ処理及び清掃美化の方法 ・環境負荷軽減への配慮 ・災害・荒天時の対応 ・責任の所在、地域住民等からの要望・苦情への対応 <p style="text-align: right;">など</p>

【海水浴場利用者に関する規定】

共通事項	個別事項
<ul style="list-style-type: none"> ・刺青・タトゥーの露出の制限 ・粗暴な言動の禁止 ・飲酒の制限 ・飲酒後の遊泳禁止 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・dB以上の音量の音又は音声の発生禁止 ・遊泳区域に動物を入れない ・焚き火又は火気を使用する器具の制限 <p style="text-align: right;">など</p>

(4) ルール遵守の仕組み

ア 自主的な取組みによる手法

海水浴場ルール(仮)	ルール遵守の仕組み
海の家に関する規定	・海水浴場ルール(仮)で定める。 ・各組合の規約等で定める。 ・パトロールの実施 など
海水浴場利用者に関する規定	・事前の周知・啓発 ・パトロールの実施 など

イ 法令等に基づく取組みの手法

海水浴場ルール(仮)の実効性を確保するため、自主的な取組みによる手法に加え、海の家が同ルールに違反した場合における海岸法等による監督処分の可否について検討するなど、法令等に基づくルール遵守の仕組みを検討する必要がある。

2 - 1 - 2 海水浴場で喫緊に解決すべき特定課題

前述のとおり、「地域の特色を生かしつつ、利用者と地域住民の安全・安心に配慮した魅力ある海水浴場づくり」を進めるには、地域ごとに関係者が参画してルールを作成し取り組むことが適当であり、そのため、県は海水浴場ルール(仮)の指針となる新たなガイドラインを作成することが必要であるが、海の家クラブ化など、特に取り組みが求められている海水浴場で喫緊に解決すべき特定課題は、次のとおりである。

提言1：クラブ化の禁止

クラブ化禁止は継続して取り組む必要がある。

文書による明確な定義付けが難しいことから、騒音や風紀の乱れにつながりかねない営業を禁止する方法も検討する。

【主な意見】

クラブが海の家に存在することがそもそもの問題。かながわの夏の海岸には、クラブが必要ないことを明確にすべき。

DJ機材やダンスミュージックは多種多様化しており、「クラブ化」とそれ以外の音楽イベントを区別することが難しい状況になっている。

何をもちてクラブ化として排除するのかというところで、営業形態の細かなところで規律するのではなく、状況の創出を認めないというやり方を考えるべき。

提言2：海を家の営業主体の適正化

組合内において、名義貸・箱貸を行った海の家を外す仕組みや、ルールを遵守する海の家を選定する仕組みを検討する。

組合に対してではなく、個々の海の家に対して、占用を許可する手法を検討する。

【主な意見】

問題があった場合の責任の所在者を明確にする必要があることから、顔の見えない名義貸・箱貸についてしっかり対応すべき。

公共スペースの中で適正な営業ができる海の家を選んで占用を許可するので、第三者に渡って営業が行われることはあってはならない。ただし、組合単位としている占用許可により問題が生じているのであれば、その形式を維持しつつガイドラインで適正な営業を促すか、組合単位による占用許可から海の家個別に占用許可することも検討する必要がある。

名義貸・箱貸はどこでも複雑な仕組みとなっており、権利に伴う金銭のやり取りも不透明なので、禁止したとしても取り締まるのは難しい。

提言3：海の家音楽イベントのあり方

海水浴場の状況や必要性に応じて、イベント審査会を開催する。

ライブハウスのような営業を行う海の家占有許可については、組合一括の占有許可から切り離し、個別に審査することを検討する。

【主な意見】

音量制限やスピーカー台数の規制により、クラブ化につながる営業を実質的に排除できるのではないかと。

最近は音楽のないイベントも出てきており、クラブ化は音楽イベントに限定されたものではないことに留意する必要がある。

事前のイベント審査を行うことで、クラブ化につながるイベントを相当程度排除できる。

市町の政策的判断として、音楽イベントの実施をにぎわいの手段の1つとして位置付けるのであれば、軒数を絞り限定的に認めることも考えられる。

その一方で、海の家は、更衣休憩等を提供する施設として占有許可を出していることから、ライブイベントを行う海の家を、特別に他の海の家と切り離して占有許可を出さずという方法も考えられる。

提言4：海水浴場における飲酒の制限

砂浜における飲酒は、県内統一的に制限することを検討する。その際、制限の手法や遵守の仕組みについて、試行しながら段階的に取り組んでいくことも検討する。

海の家では、泥酔客への酒類の提供の制限に加え、アルコール度数の高い酒類の提供などの制限を検討する。

【主な意見】

海水浴場は、海水浴を目的とした場所なので、本来、飲酒は制限されるべきであり、海の家でも酒類の販売を一切禁止すべきである。

一方で、海水浴場に来て海に入らず、海辺の音を聞いたり、海の家で飲酒し、食事をするという方もいるので、完全禁酒にすることは難しい。

海の家では、泥酔客への酒類の提供を制限するなど、自主的な規制も可能であるが、砂浜では制限できないため、過度な飲酒が粗暴行為を助長させている。

砂浜での飲酒制限について、例えば、海水浴場を有料化し、それを財源に、パトロールや海水浴場のマナーアップ・イメージアップの取組みを行うことのほか、飲酒できるエリアと禁酒エリアを設けるなどの取組みなどが考えられるが、実効性を確保した具体的な取組みを試行しながら段階的に取り組んでいくことも必要である。

提言5：刺青・タトゥーの露出の制限

刺青・タトゥーは、外国人を含めて、すべて衣類等で隠すこととし、露出は県内統一的に制限することを検討する。

【主な意見】

一部の海水浴場で露出を禁止すると、他の海水浴場に問題が移るので、県内統一的に規制すべき。

日本人と外国人の刺青に対する価値観は異なるが、刺青にネガティブなイメージを持って楽しめない人もいることから、統一的な対応でも仕方がない。

その他県などの取組みを促す意見

海の家から排出する汚水の処理

環境に配慮するという点で、海の家が排出する汚水の排水又は処理方法を再検証する必要がある。

苦情の処理

地域の人にとって苦情が言いやすくなり、苦情を言われた側も対応をしっかりと取るよう、海の家に苦情の窓口を設置し、どのように対応したか記録に残し、必要に応じて公開するなど、苦情がしっかりと反映されるようなシステムを検討する必要がある。

占用許可権限等の移譲

海水浴場の運営に市町の施策を反映させるとともに、海の家へのきめ細かな占用許可を行えるよう、県から市町への占用許可の権限移譲を検討すべき。

海の家騒音対策

海の家から発せられる騒音について、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の騒音規制の運用等のあり方を検討すべき。

2 - 2 その他海岸利用

提言 1 : バーベキュー利用の適正化

県の社会実験に着目し、その検証を踏まえて、適正に利用できる環境を整備することを検討する。

【主な意見】

県の社会実験の検証を行い、必要に応じて社会実験を増やしていけばよい。

ゴミ処理に関するルールなど、誰が徹底して、どう守らせるかを検討することが必要である。

人の目の届く管理下で、ゴミの持ち帰り又は有料化による処理などを行い、利用者に楽しんでもらうことが理想である。

県内で社会実験の適地を探し、バーベキュー利用に対して、市町がゴミの適正処理などを管理できるエリアを増やしていければよい。

規制ではなく前向きな視点として、適正に利用できるエリアを設定すればよい。

県の社会実験...県が平成 26 年度に、三浦市三崎町城ヶ島で、海辺のバーベキュー利用の適正化に向けて行った、民間事業者が器具のレンタルやゴミの回収サービスを行う社会実験をいう。

提言 2 : 水上オートバイの安全航行

既存の海・浜ルールを有効活用しつつ、現行のルールで対応できない場合は、改定・見直しも視野に入れて検討する。

【主な意見】

事故による命の危険があるという観点から、ルールを考えるべき。

各市町共通の絵文字を使用している海・浜ルールを周知・啓発することで、利用者がルールを共通認識することができる。

排除ばかりではなく、水域の区分方法を見直して、航行エリア・禁止エリアを明確にすることや、航行可能時間などを決めてもよいのではないか。

事故を起こした場合に払う多額の賠償金など、マイナス面をPRしたほうがよい。

海・浜ルール...マリンスポーツなどの海岸利用者が、利用者相互、漁業者、地域住民とのトラブルにならないよう、海洋性レクリエーションの盛んな相模湾側の三浦市から平塚市にかけて作成している、地域ごとのルールをいう。

3 個性と魅力ある海岸づくり

かながわの海岸のめざすべき姿の実現には、『地域の特色を生かした魅力ある海岸づくり』も必要である。そのため、地域のにぎわい・観光資源・若者文化発信の観点から議論し、意見を集約した結果、次のような方向性を踏まえて方策を検討することが必要である。

方 向 性

かながわの海岸の持つイメージ、ブランドを壊すことなく、地元住民と海岸利用者がともに楽しめる、個性と魅力あるかながわの海岸の創出

地域のにぎわい

情報番組などで取り扱えるような、海岸周辺のお店や前向きでユニークな取組みなど、イメージアップにつながるような取組みを、行政・組合・地元住民、交通事業者などが、一体となってアピールすることが重要。

民間主導による、その地域の特色を生かした新たな夏季海岸イベントによる誘致など「にぎわい」の構築を海水浴場組合や地元事業者と連携しながら進めていくことが、数年後の安定した集客に結びつくと考える。

観光資源

各海岸のコンセプトをしっかりと打ち出し、キャッチフレーズなどを作ることで、大きく地域（海岸）をPRすることが観光振興やにぎわいにつながる。

観光振興の点から、海岸の漂着物を除去するなどして、より美しい海浜を形成できるようにすべきである。

若者文化発信

海岸の特色を生かすことなどの積極的なイメージ戦略が、利用者と呼ぶ手法の1つである。特に、若者に対しても積極的にイメージを発信していくことが大事であり、発信力が魅力的であれば、自ずと利用者もついてくる。

湘南の文化である、若者を中心とした音楽をうまく活用し、利用者を楽しんでもらう。

なお、『地域の特色を生かした魅力ある海水浴場づくり』の、具体的な取組例については、次のとおり意見が出ている。

【表章制度の創設】

ルールを遵守した海の家を、優良な店舗として評価する制度があれば、ルール遵守に対するモチベーションの向上につながる。

【海の家事業者の公募】

従来の海の家事業者に加え、海の家事業者を公募することにより、その海水浴場のコンセプトに合う、事業展開を計画している事業者を、選択することが可能となり、海水浴場の活性化に期待ができる。

おわりに

本検討会は、海水浴場の現地視察を行うとともに、これまで8回にわたって、かながわの海岸利用のあり方について議論し、検討を重ねてきた。

海水浴場の利用に関しては、海の家クラブ化に端を発した騒音や風紀等の乱れから、地域住民の生活環境を踏まえた規制を行う必要がある一方で、湘南海岸に代表されるレクリエーション活動やロケーション活動など、地域のにぎわいや観光資源の場として位置づけがあり、それらを両立させた方策を打ち出すことは非常に難しい議論であった。

しかしながら、各委員の専門的な見識や豊かな経験に基づく議論の集積により、「今後めざすべき海水浴場づくり」及び「実現のための方策」の方向性について、前述のとおり提言を行ったところである。

また、その他の海岸利用に関しても、限られた時間の中で、バーベキューについては、県で実施している社会実験の検証を踏まえた対策について、水上オートバイについては、海・浜ルールを有効活用しつつ必要に応じた改定について、提言としてまとめた。

しかしながら、海水浴場の利用について多くの時間を割いたため、関係団体などに十分な意見照会ができず、必ずしも十分な検証を踏まえた議論ではなかった。県には、その点を理解し、十分に検証の上、今後の検討をしていただきたい。

最後に、県が、本検討会の提言を踏まえた対応策を検討するにあたっては、沿岸市町にも協力を求め、組合等の関係者からの意見も聞き、より良い海岸をめざして、実効性のある具体的な取組みに繋げていくことを期待する。

【参考】

かながわの海岸利用に関するあり方検討会設置要綱

(設置目的)

第1条 「地域住民の生活環境の保全」と「地域のにぎわい・観光資源・若者文化発信」という両面を踏まえたかながわの海岸利用のあり方に関して、幅広い分野の有識者等の意見を聴取し、その結果を海岸のにぎわいを維持しつつ、地域住民の生活環境との調和を図り、誰もが快適に安心して利用できる海岸づくりに関する対応策の検討・推進に反映させるため、かながわの海岸利用に関するあり方検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の事項について、専門的・多面的見地から検討するものとする。

- (1) かながわの海岸利用のあり方に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、検討会の目的を達成するために必要な事項

(設置期限)

第3条 検討会の設置期限は、平成27年3月末日までとする。

(構成員)

第4条 検討会は、地方自治、法律、海岸、観光又は音楽の専門知識を有する者、マスコミ関係者、地元住民、海水浴場組合関係者、公募に応じた者及び市町職員のうちから知事が選任した者をもって構成する。

2 検討会の構成員(以下「構成員」という。)の任期は、選任の日から平成27年3月末日までとする。

(座長)

第5条 検討会に座長1人を置く。

- 2 座長は、知事が指名する者をもって充てる。
- 3 座長は、会議の議事を整理し、検討会における意見を取りまとめる。
- 4 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者が代行する。

(検討会の開催等)

第6条 検討会は、知事が必要に応じて開催する。

2 知事は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、県土整備局河川下水道部砂防海岸課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

かながわの海岸利用に関するあり方検討会 委員名簿（敬称略、 : 座長 座長代行）

氏 名	所属・職
うしやま く に ひ こ 牛山 久仁彦	明治大学政治経済学部教授
いしかわ ひろたか 石川 博崇	公募委員
かわべ 川辺 みどり	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
くまがい よしかず 熊谷 典和	株式会社テレビ神奈川コンテンツ局制作三部長
クレイ ゆうき クレイ 勇輝	株式会社音遊代表取締役
くるやなぎ あきお 畔柳 昭雄	日本大学理工学部海洋建築工学科教授
こにし みえこ 小西 美恵子	神奈川県海水浴場組合連合会会長
しばた のぶゆき 柴田 信之	公募委員
すがわら ゆみこ 菅原 由美子	菅原由美子観光計画研究所主宰
はた よしこ 波多 善子	片瀬地区青少年育成協力会会長
はら だいすけ 原 大祐	NPO 法人西湘をあとが会代表理事
みうら だいすけ 三浦 大介	神奈川大学法学部教授（法学部長）
やました けいこ 山下 敬子	湘南海岸をきれいにする会事務局長
さいとう かずのり 齋藤 和徳	鎌倉市市民活動部観光商工課観光担当課長
あかさか まさのり 赤坂 政徳	藤沢市経済部観光課長
いわさ まさあき 岩佐 正朗	逗子市市民協働部経済観光課長

検討会の開催状況

第1回	日 時：平成26年3月31日(月) 18時～20時 出席委員：15名(畔柳委員欠席) 議 題：検討事項と今後の進め方
第2回	日 時：平成26年5月1日(木) 15時～17時 出席委員：全員出席 議 題：(1)あり方検討会のスケジュールについて (2)海の家のある方(営業内容・営業時間)について
第3回	日 時：平成26年6月10日(火) 18時30分～20時30分 出席委員：15名(齋藤委員欠席) 議 題：(1)あり方検討会における検討範囲について (2)海の家のある方(営業内容・営業時間)について
第4回	日 時：平成26年7月8日(火) 18時30分～20時30分 出席委員：全員出席 議 題：(1)地域ルールの枠組みについて (2)海の家・海水浴場利用に係る地域ルールの枠組みの検討
第5回	日 時：平成26年7月24日(木) 18時～20時30分 出席委員：13名(川辺委員、クレイ委員、赤坂委員欠席) 議 題：海水浴場に関する地域ルール(仮称)について
現地視察	日 時：平成26年8月1日(金)13時～17時40分 参加委員：14名(牛山座長、三浦委員欠席) 視察場所：片瀬西浜・鵜沼海水浴場、片瀬東浜海水浴場、腰越海水浴場、由比ガ浜海水浴場、逗子海水浴場
第6回	日 時：平成26年8月22日(金) 18時～20時30分 出席委員：12名(畔柳委員、原委員、赤坂委員、岩佐委員欠席) 議 題：(1)報告書骨子(案)について (2)地域ルールのうち特に議論が必要なルール・項目について
第7回	日 時：平成26年9月25日(木) 14時～16時40分 出席委員：14名(川辺委員、岩佐委員欠席) 議 題：(1) その他海岸利用について (2) 報告書(案)について
第8回	日 時：平成26年10月14日(火) 18時30分～20時40分 出席委員：全員出席 議 題：報告書(最終案)について